



流山市監査委員告示第12号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年12月23日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

森 亮二





第4号様式

流 み 第 1 4 6 号
令和元年 1 1 月 1 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 1 年 2 月 1 4 日 ・ 流監 9 4 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
都市整備部 みどりの課	指摘	納期限を過ぎても納入に至らないものがあつたにもかかわらず、流山市財務規則第 4 4 条の規定による督促を行っていません。流山市財務規則に基づく適正な事務手続きを徹底されたい。	流山市都市公園条例第 1 7 条に基づく公園使用料については、納期限日に納入確認を行い納入に至らなかったことが確認された際は、流山市財務規則第 4 4 条に基づく適正な事務手続きにより督促を行います。 今後の対策として、チェックリストを作成し、管理職が確認することで再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。